

財団法人北海道体育協会 表彰取扱要領

(昭和57年3月30日理事会決定)
(昭和60年12月4日一部改正)
(平成2年1月11日一部改正)
(平成8年11月27日一部改正)
(平成9年11月20日一部改正)
(平成12年12月22日一部改正)
(平成16年6月3日一部改正)
(平成18年6月22日一部改正)
(平成20年6月25日一部改正)

- 1 この要領は、財団法人北海道体育協会（以下「本会」という）表彰規程（以下「規程」という。）第5条第2項の規定に基づき、表彰に係る必要事項について定める。
- 2 表彰は、規程第2条各号の事績ごとに1回とする。
ただし、次の各号に該当する場合は、重複して表彰することが出来る。
 - (1) 国際的大会（オリンピック大会、世界選手権大会、アジア大会、ユニバーシアード、又はこれに準ずる大会をいう。以下同じ。）において特に優秀な成績を収めた時。
 - (2) スポーツ競技大会において、日本記録もしくは世界記録を更新、又は同等の成績を収めた時。
 - (3) 国民体育大会少年の部、成年の部で特に優秀な成績を収めた時それぞれ1回。
 - (4) 団体の場合は、重複して表彰出来る。
 - (5) 前各号のほか、会長が特に認めた場合。
- 3 規程第2条（1）に該当するものは、当分の間次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 本会及び本会加盟後5年以上の団体で、団体の規約上に明記されている役員として、推薦年度末において通算20年以上の経験を有し60歳以上の者。
ただし、同一年度の推薦人員は各加盟団体ごと1名以内とする。
 - (2) 本会加盟後30年以上本道スポーツの普及振興に寄与した団体。
- 4 規程第2条（2）に該当するものは、本道スポーツの指導者（監督・コーチ）で原則として3年以上競技力の向上につとめ、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 国際的大会において、3位以内の成績を収めた選手、又はチームの指導育成に寄与した者。
 - (2) 全国的大会（国民体育大会、全日本選手権大会、全日本学生選手権大会、全国高校総合体育大会、全国中学校競技大会、又はこれに準ずる大会をいう。以下同じ。）において、3回以上上位入賞（原則として3位以内。）の成績を収めた選手、又はチームの指導育成に寄与した者。
- 5 規程第2条（3）に該当するものは、各年度の4月から3月までの1年間において、いずれかに該当するものとする。
 - (1) 国際的大会において、3位以内に入賞した者、又は団体。
 - (2) 全国的大会において、1位の成績を収めた者、又は団体。
 - (3) スポーツ競技大会において、日本記録もしくは世界記録を更新した者、又は団体。

6 規程第2条(4)に該当するものは、北海道スポーツ少年団の表彰を受けた者、又は団体で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) スポーツ少年団の登録指導者及び市町村スポーツ少年団、管内スポーツ少年団協議会、北海道スポーツ少年団の役職者として、推薦年度末において通算20年以上の経験を有し60歳以上の者。
ただし同一年度の推薦人員は、各市町村スポーツ少年団ごと1名以内とする。
- (2) スポーツ少年団として顕著な活動を続け、その実績が高く評価され、推薦年度末において20年以上の団体。
- (3) スポーツ少年団の普及育成に特に寄与し、その功績による貢献度が、全道的視野から高く評価され、推薦年度において20年以上にわたる者、又は団体。

7 規程第2条(5)に該当するものは、国民体育大会に10回以上選手(監督兼選手の場合を含む。)として出場した者。

8 規程第4条に該当するものは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国際的大会において優勝した者、又は団体。
- (2) スポーツ競技大会において、世界記録を更新、又は同等の成績を収めた者、又は団体

9 規程第5条の団体からの推薦は、別添推薦書により次のとおり行うものとする。

- (1) 加盟地方団体にあつては、推薦書を所管の地方体育協会連絡協議会に提出するものとする。
なお、スポーツ少年団にかかる推薦の場合は、当該市町村スポーツ少年団の意見を聴するものとする。
地方体育協会連絡協議会にあつては、管内の加盟地方団体からの推薦書をまとめ、本会に提出するものとする。
なお、スポーツ少年団にかかる推薦の場合は、当該管内スポーツ少年団協議会の意見を聴するものとする。
- (2) 加盟競技団体、加盟学校体育団体にあつては、それぞれにおいて推薦書を作成し、本会に提出するものとする。

10 規程第6条の表彰は、次の方法により取り扱う。

- (1) 規程第2条(3)の表彰には、表彰状及び記念品(メダル)を贈る。
- (2) 前号以外の表彰には、表彰状及び記念品(楯)を贈る。

11 表彰は、原則として毎年度末までに推薦を受け、翌年度の定例評議員会開催日に表彰式を行う。